

富山県道路鉄道連絡部会の設置

【部会の概要】

1 目的

部会は、道路法施行規則の一部を改正する省令(平成28年国土交通省令第76号)に基づき設置し、富山県道路メンテナンス会議規約第4条5項の規定の専門部会に位置付けるもので、鉄道を跨ぐ道路橋(以下、「施設」という。)の点検や修繕等について、相互に連絡・調整、情報共有を行うことにより、必要な事項について円滑な協議に努めることを目的とする。

2 メンバー

- ・対象施設の道路管理者と鉄道事業者で構成
- ・会長は北陸地方整備局富山河川国道事務所長、副会長は北陸信越運輸局鉄道部技術課長、富山県土木部道路課長、中日本高速道路株式会社金沢支社富山保全・サービスセンター所長

3 主な取り組み

- ①施設の保全等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- ②施設の点検、修繕等の把握・調整に関すること。
- ③施設の技術基準類等の共有に関すること。
- ④施設の老朽化対策、耐震対策の理解促進に関すること。
- ⑤その他、施設の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。
(必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものも含むものとする。)

【第1回部会の開催状況】

- ・日 時：平成29年2月13日(月) 14:00～15:30
- ・場 所：富山河川国道事務所 3階大会議室
- ・出席者：関係者約40名
- ・議事概要：①道路鉄道連絡部会の設立 ②跨線橋の点検結果
③耐震対策の推進 ④今後のスケジュール ⑤意見交換等



会長あいさつ



会議の状況